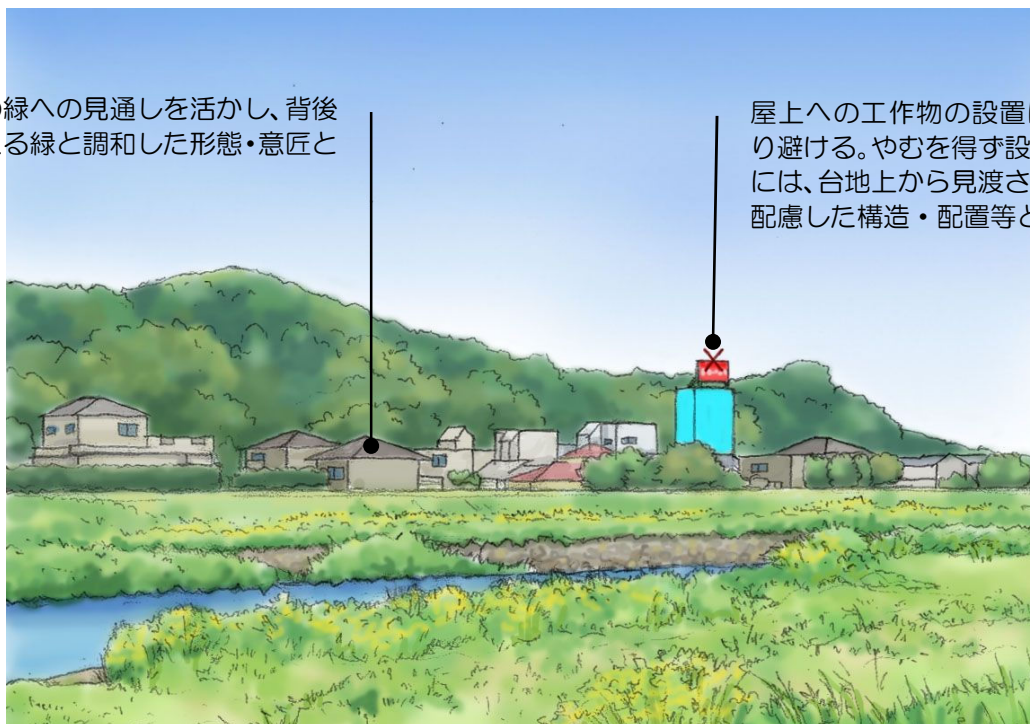


平地の景域		
項目		景観形成基準
建築物・ 工作物	形態・ 意匠	<input type="checkbox"/> 市街地と田園が一体的に台地上から見渡されることに配慮した、屋根や屋上の形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 崖線の緑への見通しを活かし、背後に見える緑と調和した形態・意匠とする。
	屋外設備 等	<input type="checkbox"/> 屋上への工作物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、台地上から見渡されることに配慮した構造・配置等とする。
	太陽光発 電設備	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。こと。 <input type="checkbox"/> 道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるよう施工すること。

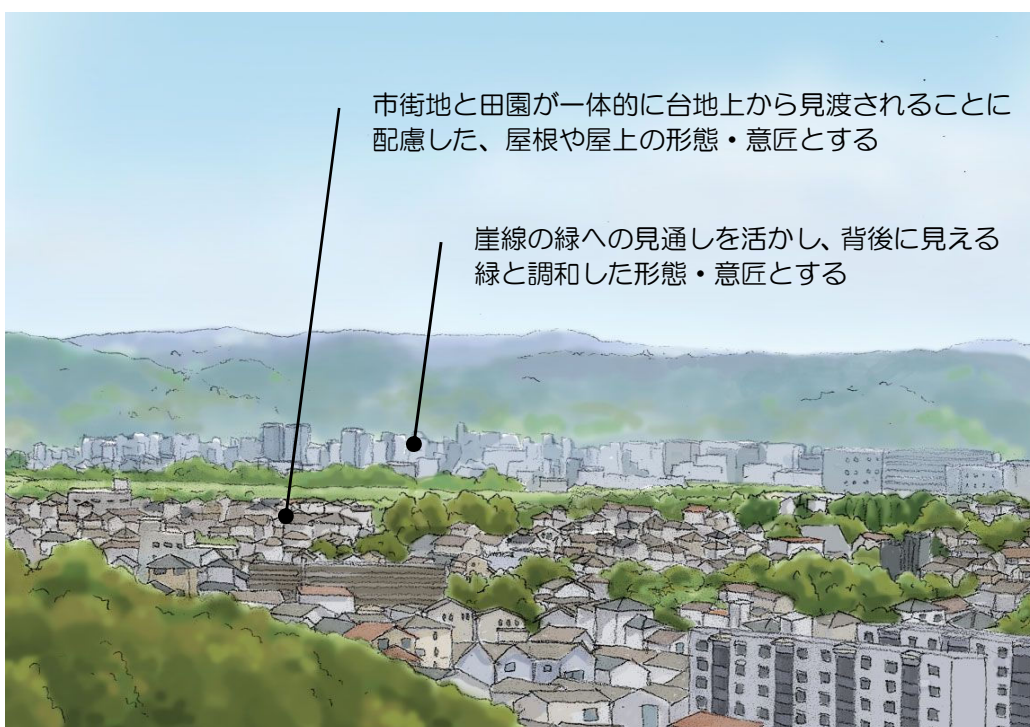
崖線の緑への見通しを活かし、背後に見える緑と調和した形態・意匠とする



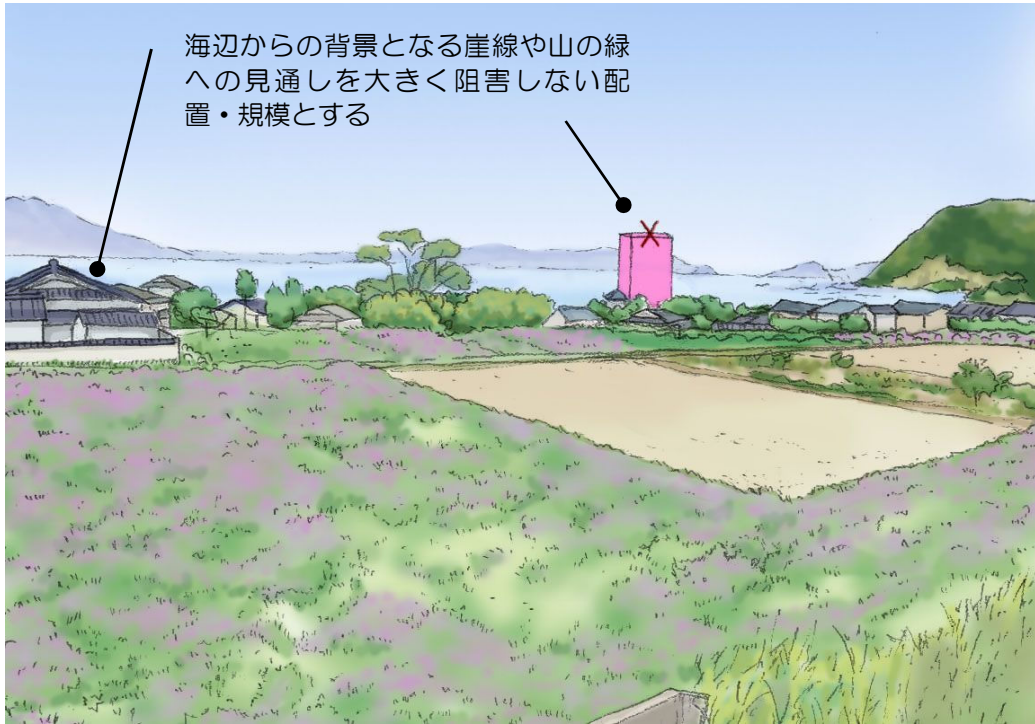
屋上への工作物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、台地上から見渡されることに配慮した構造・配置等とする

市街地と田園が一体的に台地上から見渡されることに配慮した、屋根や屋上の形態・意匠とする

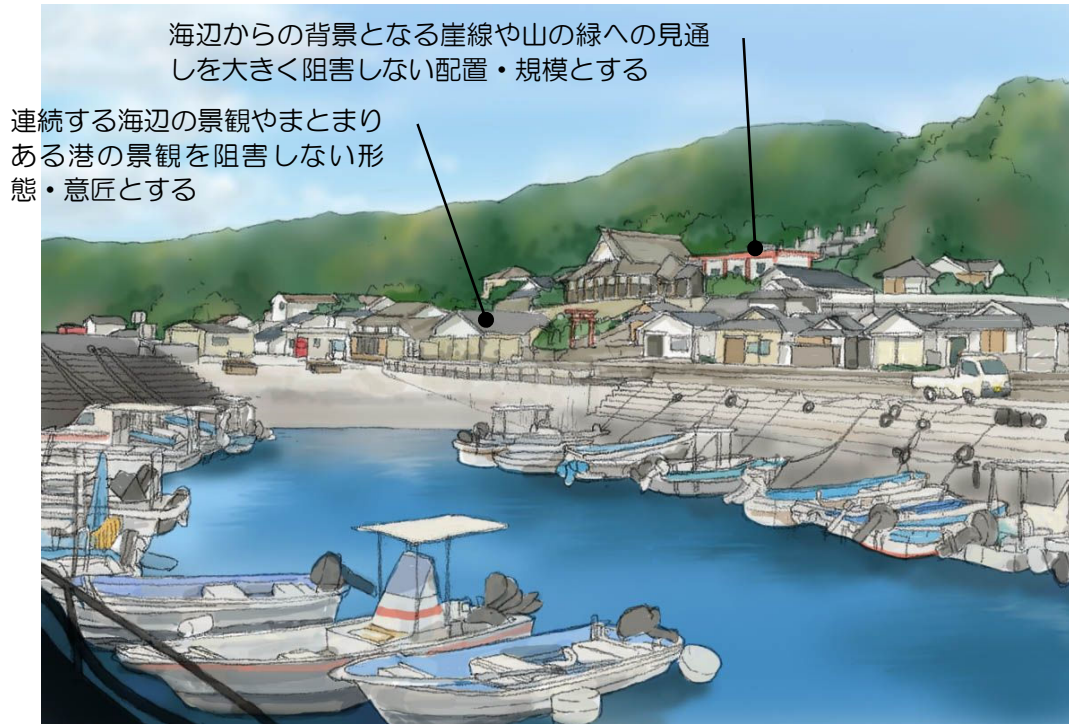
崖線の緑への見通しを活かし、背後に見える緑と調和した形態・意匠とする



錦江湾沿いの景域		
項目		景観形成基準
建築物・ 工作物	配置・ 規模	□海辺からの背景となる崖線や山の緑への見通しを大きく阻害しない配置・規模とする。
	形態・ 意匠	□連続する海辺の景観やまとまりある港の景観を阻害しない形態・意匠とする。 □道路等からの海や桜島への見通しを活かすなど、海との連続性を意識した形態・意匠とする。
	太陽光発 電設備	□太陽電池モジュールは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 □太陽電池モジュールのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用すること。 □パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。こと。 □道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減できるよう施工すること。



海辺からの背景となる崖線や山の緑への見通しを大きく阻害しない配置・規模とする



海辺からの背景となる崖線や山の緑への見通しを大きく阻害しない配置・規模とする

連続する海辺の景観やまとまりある港の景観を阻害しない形態・意匠とする

【色彩基準】

建築物・工作物の外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。

色相	山の景域	里の景域	まちの景域	
			住居・工業系市街地	商業系市街地
R系	彩度4以下	彩度4以下	彩度4以下	彩度4以下
YR系・Y系	彩度4以下	彩度4以下	彩度4以下	彩度6以下
上記以外	彩度2以下	彩度2以下	彩度2以下	彩度4以下

※上記表以外の色彩をアクセント色として使用する場合には、各見付面積の1/5を超えないこと。
（一般的に自然色としてはR（煉瓦）やYR・Y（土系）の色相が自然になじむ色とされています）

色の客観的な捉え方～マンセル値～

＜色彩の客観的な捉え方＝マンセル表色系*＞

色彩の捉え方として、国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」があり、JIS（日本工業規格）などでも採用されています。

＜色の数値化＞

マンセル表色系では、色について「色相」、「明度」、「彩度」を尺度に、その組み合わせで表示されます。

▼「色相」とは

10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、さらにそれを10等分。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや2.5R、5Yなどのように表記。

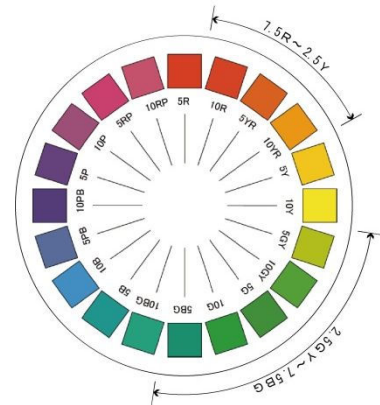
▼「明度」とは

色の明るさの度合いで、0～10までの数値で表す。暗いと数値が小さく、明るいと数値が大きくなる。

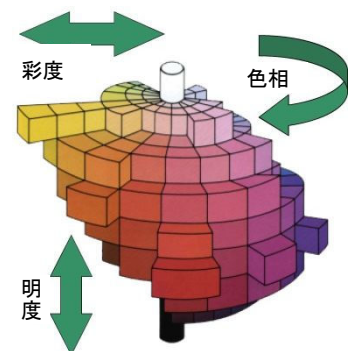
▼「彩度」とは

色の鮮やかさの度合いを0～16程度までの数値で表す。数値が小さいほど色味がなく、黒～灰色～白の彩度は0で、無彩色。色味が鮮やかになるほど数値が大きい。

▼マンセル色相環



▼マンセル色立体



第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

1. 基本的な考え方

本市には、地域の歴史や文化を今に伝えるものや、地域の象徴として親しまれているものなど、特徴ある建造物が数多く見られます。また、社寺等のご神木や地域で大切に保全されてきた樹木等も市内の各地で見られます。

これらのうち、本市の景観形成上、特に重要な建造物や樹木について、必要に応じて景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の指定を行うことにより、市民共通の大切な景観資産として、適切な保全を図り、次の世代へ継承していくとともに、地域における景観上のシンボルとして活用することにより、個性ある景観まちづくりを推進します。

2. 景観重要建造物の指定の方針

本市の景観計画区域内において、地域の自然、歴史・文化等からみて、外観等が特徴的又は特に優れているなど、景観形成上、重要な資源となるもので、公共の場所から誰もが容易に目にするることができる建造物について、以下の項目のいずれかに該当するものを景観重要建造物に指定することとします。

なお、指定にあたっては、所有者の意向をふまえた上で、霧島市景観審議会に諮り、意見を聴取します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">【1】地域の歴史的又は文化的価値を有するもの【2】地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけているもの【3】地域住民に親しまれ愛されているもの |
|---|

3. 景観重要樹木の指定の方針

本市の景観計画区域内において、地域の自然、歴史・文化等からみて、樹種や樹容が特徴的又は特に優れているなど、景観形成上、重要な資源となるもので、公共の場所から誰もが容易に目にするることができる樹木について、以下の項目のいずれかに該当するものを景観重要樹木に指定することとします。

なお、指定にあたっては、所有者の意向をふまえた上で、霧島市景観審議会に諮り、意見を聴取します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">【1】他の地域では見ることができない希少なもの【2】地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけているもの【3】地域住民に親しまれ愛されているもの |
|--|

第6章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項

(景観法第8条第2項第4号)

屋外広告物は、地域の景観を形成する要素の1つであり、利便性の向上や賑わいの創出に寄与する一方で、表示や掲出の仕方、設置する場所によっては、地域の景観を阻害する要因となることもあります。そのため、屋外広告物の表示等について適切に規制・誘導を行うことも良好な景観の形成に向けた重要な取り組みの1つとなります。

現在、本市では、鹿児島県屋外広告物条例に基づき、禁止地域や制限地域が指定され、一定の規制が行われていますが、今後、必要に応じて本市の景観上の特性をふまえた独自の規制・誘導のあり方についても検討を行います。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号)

道路や河川、公園等の公共施設は、まちの骨格を形づくるとともに、地域の景観形成においても重要な要素となります。

そのため、市外からの来訪者も含め多くの市民が利用する主要な道路や、山間部から錦江湾まで連続する河川など、本市の景観形成上、重要な役割を担う公共施設については、今後、管理者である国や県等の関係機関と連携を図りながら、景観重要公共施設としての指定を検討し、電線類の地中化や街路樹による道路景観の整備等も含め、良好な景観の形成に配慮した整備等を推進します。

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第4号)

本市には、天降川、霧島川をはじめとした河川沿いに広がる水田、台地や斜面地に広がる茶畑やみかん畑など、変化に富んだ地形の中で個性ある美しい農村景観が形成されています。

この美しい農村景観は、自然に寄り添いながら農林業を営んできた人々の暮らしとともに形成されてきたものであり、そこで受け継がれてきた伝統的な祭礼等も含め地域固有の文化的景観として捉えることができます。

この農村景観が形成されている里の景域は本市の大部分を占めており、その景観の保全には、良好な営農環境の確保や集落の活力維持に向けた取り組みが重要となります。

そのため、今後、必要に応じて、地域の特色ある農村景観の保全・創出に向けた景観農業振興地域整備計画の策定について検討を行います。

第9章 自然公園法の許可の基準

(景観法第8条第2項第4号)

本市は、北部と南部に国立公園の区域を有し、その一部は、自然公園法に基づく特別地域、特別保護地区又は海域公園地区となっています。

これらの区域内における工作物の建築など一定の行為については、これまでも自然公園法に基づき、許可制による規制が行われていますが、今後、本市の景観上の特性をふまえたさらなる上乘せの基準の設定が必要となった場合には、関係機関と連携を図りながら検討を行います。